

事業主 殿

(公社) 神奈川労務安全衛生協会

平成30年度「職長教育講習会」開催について

労働安全衛生法第60条で、新たに職務につく職長、又は作業を直接指揮・監督する方は、安全又は衛生のための教育を受講することが義務付けられていることから、当支部では事業者の方の法的義務が果たせるよう、下記により職長教育を計画いたしました。ご多忙中とは存じますが、何卒第一線監督者及び準ずる方のご参加を頂きますようにご案内申し上げます。

記

1. 日 時 第1回 平成30年 4月18日(水)・4月19日(木)
第2回 平成30年 6月20日(水)・6月21日(木)
第3回 平成30年 8月 1日(水)・8月 2日(木)
9時00分から受付開始 開講 9:15 閉講 16:40 (昼食休憩60分)
2. 場 所 第1回 アミューあつぎ 6階 ルーム602 (厚木市中町2-12-15)
第2回 // 5階 6/20 ルーム503・6/21 ルーム502
第3回 // 調整中
3. 受講料 ¥10,440 (NET会員) ¥10,740 (会員) ¥12,780 (会員以外)
4. カリキュラム 2日間

	教育内容	時間
1	作業手順の進め方・労働者の適正な配置の方法	2時間
2	指導及び教育の方法・作業中における監督および支持の方法	2.5時間
3	危険又は有害性等の調査の方法・調査の結果に基づき講ずる措置・設備、作業等の具体的な改善方法	4時間
4	異常時における措置・災害発生時における措置	1.5時間
5	作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法・労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間

5. 修了証 当協会厚木支部が発行する「修了証」を交付します。
6. 申込方法 別紙申込書に所要事項を記入の上、FAXまたはE-mailにてお申込み下さい。
7. 支払方法 別紙申込書に記載
8. 受講票
 - ・NET申込みの方は、申込時に受講票が印刷できます。
 - ・紙ベースの申込みの際は確認後、事務局よりFAXします。
9. その他
 - ・昼食につきましては、各自ご用意願うか、近隣の食堂等をご利用ください。
 - ・講習が全て終了後に修了証を交付いたします。法定研修のため、遅刻や途中退出等で全教科を受講されなかった場合は修了証の発行は出来ませんのでご注意ください。
 - ・駐車場は有料駐車場がありますが、駐車台数が少なくワゴン車等の背の高い車両の駐車はできません。なるべく公共交通機関を利用ください。
 - ・キャンセルは開講日の4日前までをお願い致します。以降は受講料の返金は出来ませんのでご了解ください。

以上

*本件に関するお問い合わせ先

(公社) 神奈川労務安全衛生協会 厚木支部 事務局まで TEL046-228-6660

